

## 平成26年度 第1回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成26年4月25日（金）  
午後3時00分～5時00分

2 場 所 第2庁舎3階306会議室

3 出席者 西山委員 大村委員 大塚委員 岡田委員  
染谷委員 中村委員 横山委員 青木委員  
柏木委員 萩原委員 廣田委員 山田委員

欠席者 田中委員

事務局 山田総合政策部長

田中企画政策課長

矢口課長補佐

佐々木男女共同参画室長

小谷

記録 高濱

傍聴者 なし

### 4 議 題

- (1) 第2次男女共同参画プランの評価・総括の決定について
- (2) 第3次男女共同参画プランの骨格（案）について
- (3) 第3次男女共同参画プランの体系図（案）について
- (4) その他

### 5 内 容

（田中企画政策課長）

本日はお忙しい中、平成26年度第1回流山市男女共同参画審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。4月1日に総合政策部の次長兼企画政策課長となりました、田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは開会に先立ちまして総合政策部長よりご挨拶を申し上げます。

(山田総合政策部長)

皆さんこんにちは、4月1日に人事異動がありまして、水代の後任として総合政策部の部長となりました山田です。改めましてよろしくお願ひいたします。水代は総務部長に異動いたしました。私の方から4月1日の異動について職員の紹介をさせていただきたいと思ひます。

(職員紹介)

(山田総合政策部長)

改めまして、このメンバーで男女共同参画審議会を進めさせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、前回皆さんにお示しいたしました流山市第3次男女共同参画プランの骨格案について、事前にメールまたは郵送にてご意見を伺ったものを事務局の方で整理させていただきました。

本日、皆さんにご議論いただく内容については、答申の内容にも関わって参りますので十分ご審議をいただひて答申をいただければと考えております。それでは時間も限られた中でござひますのでご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

(田中企画政策課長)

それでは、これからの議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、西山会長にお願ひいたします。また、本日の審議会の終了時間は概ね5時とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(西山会長)

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして会議要件について報告させていただきます。まず、本日、委員13名中1名欠席で12名出席されておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは会を始めたいと思ひます。配布資料について事務局より説明をお願ひいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

(配布資料の確認、説明)

(西山会長)

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進行させていただきたいと思います。まず、最初の議題は第2次男女共同参画プランの評価・総括の決定についてです。こちらは前回の会議で熱心にご議論をいただき、事務局が修正を加えて本日決定事項としてお手元に届いているものでございます。それについて事務局の方からよろしくお願いいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

2月4日に送付させていただきました第2次プランの評価・総括について、最終的に集約したものでございます。今回の審議会での内容でご意見等がなければ、最終の評価・総括として決定したいと思います。なお、現在平成25年度のプランの進行状況については各関係課に調査を依頼しておりますが、調査結果に大きな離れがなければ、この評価・総括を答申内容として決定したいと思います。

(西山会長)

今回の送付資料は確認していただいていると思いますが、答申するにあたって、この内容についてご意見があればお伺いしたいと思います。何かご意見はありますか。

(西山会長)

みなさんのご意見がないようですので、これで決定させていただいて答申とさせていただきますと思います。

それではメインの議題でございます第3次プランの骨格案についてご意見をいただきたいと思います。それでは第3次プランについての説明を事務局よりお願いしたいと思います。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料「1、基本理念について」の読み上げ

(西山会長)

1について、いかがでしょうか。最初は「男女」を「みんな」と呼んで、「みんながともに尊重し、個性と能力を十分に発揮できるまちをめざして」というご意見をいただき、修正した部分は

「男女がともに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」最も基本的な理念についてこのように修正しておりますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。皆さんよろしいですか。

では、この基本理念の修正案についてご了解いただいたということですね。では、次をお願いします。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料「2、基本目標が4つということについて」の読み上げ

(西山会長)

まず一つは従前の2次のプランが6つに分かれていたものを4つに集約したということで、この文言についてはもう一度さらに検討しなければいけないと思いますが、この4つに絞ったという点についてはいかがですか。こちらに関してはご了解いただいたということでしょうか。では、次をお願いします。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料「3、【基本目標】I男女共同参画の意識づくり」の読み上げ

(西山会長)

今ご説明いただきましたが、再度お手元に体系図をご用意してください。事務局からもお話がありましたが、それを見ながら基本目標の「男女共同参画への意識づくり」という文言でいかかどうか、その次に基本的課題として「男女の人権の尊重」、「DV等あらゆる暴力の根絶」、「男女平等教育・学習の推進」という基本的課題のこの文言で良いかどうか。そして、基本的課題に則った施策の方向として出されているものがありますので、その施策を踏まえながら基本的課題の文言についてご意見をいただきたいと思います。

(柏木委員)

全体的に見ていて思ったのですが、第2次プランから「女性に対する」という文言が抜けていると思います。なぜこの文言を入れたかということ、あらゆる暴力の中に入ってくるのですが、皆さんに教えていただきたいと思うのですが、「第2次男女共同参画

プランの評価・総括」にあるように、施策を遂行する庁内の職員の方々が現場で活躍する市民への意識作りや啓発をしていく施策の流れの中で、どういうふうに加えたらいいのか考えました。ある現場では暴力という考えと、高齢者の現場では高齢者虐待等、男女関係なくドクターハラスメント等もありまして、子どもには家庭での虐待や学校でのいじめというものが起きていて、職場では女性にはジェンダーの問題があって、残っているのは女性の家庭での問題だと思っておりますが、どういう文言を入れればよいか考えたのですが、良い案が浮かばなかったのでみなさんのお力を借りたいと思っています。

確かに暴力に関しては、学習という言葉が出ていますがDV等という言葉しか出てきていないので、どういうふうに表すと施策を推進しやすいか、私たちが判断をしないといけないので、課の方たちが施策をしやすいように、抜け落ちているあらゆる暴力の根絶、子ども、高齢者、女性、となると家庭の女性が抜けているように思うので、どう表現したらいいのかなと思うのですが。

(西山会長)

おっしゃる通りですね。このDV、セクシャルハラスメント、ストーカーを主題にするときには、圧倒的に男性から女性への暴力というふうに考えられることが多いので、「女性に対するあらゆる暴力」という書き方をする場合には男性から女性に対する暴力を意味しますよね。

今回は別の意味での高齢者虐待ですか児童虐待という場合には、例えば障がい者や高齢者への虐待は人権侵害の最たるものなので重要なものなのですが、柏木委員がおっしゃるように、どこに主観を当てるのか、抜け落ちがないようにするにはどうしたらいいのかというのは非常に重要なポイントだと思います。ここで敢えて抜いているのは、高齢者虐待や児童虐待まで視野に入れると、第3次プランにおける施策の方向の中には、高齢者や子どもへの虐待が出てこなければいけないし、そういうものが男女共同参画施策として展開出来るかどうか、あるいは事業として出来るかどうかという問題があるので、そうではなく、性暴力であったり、セクハラであったり、ストーカーであったり、DVであった

りという問題は男女共同参画の問題なので、特化してということであれば、やはり「DV等女性に対するあらゆる暴力」という表現になると思うのですが、いかがですか。

(染谷委員)

私の仕事上、高齢者虐待や児童虐待を扱うことが多いのですが、「2. 基本目標が4つということについて」のところでもう一つ、項目を増やしてはどうかと思います。人権の尊重ということからいいますと男女共同参画と児童虐待というのも入れたらどうかと思います。

今までの第2次プランにもありましたように、こちらにも児童虐待が入るのではないかと思います。

(西山会長)

こちらは施策で事業を行っていく計画ですので、その基本目標をどこに入れるかによって違ってくると思います。やはりその辺りをどうしていくかということですね。

(山田総合政策部長)

実はそのところは、高齢者や障害者、児童という言葉があったのですが、市の施策の中に、例えば学校であればいじめについてという施策もありまして、そちらはそちらで防止マニュアルや目標が定められていて、それをこの中に取り込んでいくと高齢者から男女の問題までを年齢層という階層でこの中に入れてしまうと難しくなってしまうので、そうなるのであれば、男女という括りの中で考えられるものということで、このようにさせていただきました。

(西山会長)

そうですね。ここの基本目標で見ると限りでは、子どもへの虐待は子ども家庭課や教育の中になりますので、それがここに入っていないという意味では、「女性に対する」という言葉が抜けると、DVとかストーカーとかセクシャルハラスメントもごく少数、女性から男性への暴力もあるのですが、やはり深刻に取り組まなければならない問題は、圧倒的多数が男性から女性に対する暴力なので、男女共同参画という意味では「女性に対する」を入れる方がわかり易いというのは確かだと思います。どうでしょうか。

(青木委員)

私、個人的にはなるべく具体的な表現で書くことが事業を組み立てる上で必要なのではないかと考えます。「基本的課題」のところは女性を入れる必要はないと考えるのですが、「第3次プランにおける施策の方向」のところ、「女性に対する」という言葉を入れてはどうかと考えます。

(西山会長)

それを狙って、この体系図が書かれているとは思いますが、「施策の方向」のところ「DV等女性に対するあらゆる暴力」という限定的な言い回しで書かれているので、青木委員のおっしゃるようなご意見で書かれていると思うのですが、そこはご議論いただきたいところです。「基本的課題」の方に入れるのか、入れずに「第3次プランにおける施策の方向」に「女性に対する」という言葉を入れていくようにするという事もありかとは思いますが。

(染谷委員)

高齢者の問題が基本の4つに入っていないですね。例えば、今課題が4つあがっていますが、5つ目に「家庭・学校における男女共同参画」にするとか、家庭や学校のことはずしてありますのでこちらで具体的に書くというのはどうですか。もう一つは「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」のところ、「例えば「安心して老後を暮らせるまちづくり」等ですね、家庭と老人と子どもですね。こちらが外れているのが気になります。

(西山会長)

今、あらゆる暴力という議論とはまた別にご意見がありました。以前の第2次プランにありました基本目標Ⅲの「家庭・地域・職場における男女共同参画」と挙げていたのが、「男女の意見が反映される環境づくり」という次の基本目標にあると思いますが、基本目標を6つから4つに絞ったために、「意思決定の場への参画」「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」にかなり集約されていて、以前の「家庭・地域・職場における男女共同参画」というものと少しニュアンスが違っているように思います。

染谷委員、柏木委員がおっしゃったように、以前は家庭で取り

上げていた部分が一体どこに入るのかという意見が出るのも確かだと思えます。4つにするということはみなさん賛成されたので、6つを4つに絞った結果、何が言葉として抜け落ちているかというと「家庭・地域・職場における男女共同参画」というところの「家庭」が出てきていません。基本目標Ⅲの「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」の中の、「家庭における男女共同参画の促進」がここに謳われているのですが、高齢者の問題等は、次の「安心して暮らせるまちづくり」の中の「高齢期を生きる男女が安心して暮らせる事業の推進」というところに高齢者の虐待の問題を入れ込むことが出来れば、改めて家庭という言葉を使わなくても可能だとは思えます。結局、今までのものが散らばって入っているので、子育ての問題は「子育てにやさしいまちづくり」の中で「家庭における男女共同参画の促進」に入っていて、「安心して暮らせるまちづくり」に、生活困難を抱えている人と高齢者が一緒に入ってくるので、決して抜け落ちているわけではなく、書き方が変わっているということです。

（染谷委員）

出てはいないけれど、ここに隠れているのですね。

（西山会長）

そうですね。以前の第2次プランはこちらに事業が実際に加わっていたのでもう少しイメージがしやすかったと思います。現在の基本目標Ⅲの中に子育てと高齢者というものが分けて含まれています。

暴力の問題については、やはり女性に対する人権侵害の問題として取り上げているというふうに読めますので、子どもや高齢者の虐待とか男女共同参画の計画の中で取り上げるのか、どうなのかという問題があります。

（山田委員）

私、個人的には細分化して間口を広げないほうがいいのではないかと思います。みなさんご存じのように、DVというのは男性から女性というのが一般的だと思います。先程も言いましたように、児童や障害者や高齢者の虐待は、関係部門でマニュアルがありますので、男女共同参画審議会としては、そこまで細かく考え



なくてもいいのではないかと思います。

(西山会長)

多くの方がそのような意見だとすれば、先程青木さんから提起があったように、事務局案としてある「DV等あらゆる暴力の根絶」という書き方とするけれど、施策の方向として、「DV等女性に対するあらゆる暴力も許さない意識啓発」とし、ストーカーが抜けているのですが、ストーカーは今とても深刻な問題ですので、取り上げることは重要だと思うのですが、ここの基本的目標に捉えれば良いという案が一つと、もう一つは、柏木委員がおっしゃったように、基本的課題のところのDVを取ってしまって、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という書き方で、男女共同参画で取り上げる暴力の問題は、第2次プランでも女性に対する暴力と書いてあったので、そちらの方がいいのではないかという案もあるので、ここでご意見を伺って集約したいのですが。

(山田委員)

会長がおっしゃったようなストーカーの問題ですが、警察は処罰の対象にすると決定したので、活字としてストーカーという文字を入れたらどうでしょうか。

(青木委員)

第2次プランの時と今で社会状況の中で大きく変わっているところは、若年層の問題だと思います。私が問題だと感じるのはリベンジポルノの問題です。別れた後に性的な画像や動画をインターネット上にばら撒かれてしまう、あるいは大津市のいじめ事件であったような同性から同性に対する性的ないじめ、あるいは子どもに対する性犯罪、チャイルドポルノの問題や子どもを狙う性的な犯罪の問題も私は男女共同参画の問題であると考えます。

家庭の中の多くは男性から女性へのDVが一般的ではありますが、例えば教育の場や職場における権利の侵害は、必ずしも異性間で起こるとは限らないという問題があります。こういった内容を取り入れれば、もっと良い計画になるのではないかと思います。この部分は、啓発、相談、権利の回復が事業につながってくるのではないかと思うので、出来れば学校教育の場のいじめもいろいろないじめがあり、特に性的なものに着目した権利の啓発、あ

るいは相談の機会を設ける等、権利の回復のための法的なサポートが必要ではないかと思います。

（西山会長）

確かに第1次、第2次とは違って新たに出ている社会的な問題に関して、性的暴力の問題を取り上げるということはかなり重要なことだとは思いますが。言葉としては出てきていないので、性的暴力なのかそういった問題を新たに施策の方向に取り入れるとすると、問題をDVに特化して女性に対する暴力というよりも、同性間の問題も含んでいる広範な暴力なのだという捉え方なのかどうなのかというところですが。

（青木委員）

DVという問題は法律的にも家庭の中で使用される言葉ですが、DVという文言も是非入れていただきたいと思います。

（西山会長）

DVという言葉を取るという意味ではないですね。

青木委員のご提案は、基本的課題のところはこのままDVを付けて「DV等あらゆる暴力の根絶」という文言にして、施策の方向の方には、これだけに留まらないで、例えばストーカーであるとかリベンジポルノであるとかという暴力の根絶のための意識啓発を入れたらどうかということですね。

（山田総合政策部長）

今お手元では資料2-1の事務局修正案というところを見ていただいているかと思いますが、基本目標の事務局修正案の「男女共同参画社会づくりの実現に向けた様々な取り組みは…」というところは、みなさんの答申をいただく時に、文言を入れていく際に最終的な文書になります。

先程申し上げました文書のところにDV等というところをはずして、DV・ストーカー…という項目出しをしていただければ、その後の第3次プランにおける施策の方向の時にそういった事業名を加えていくという話なのかと思いますので、修正を加えるところがあれば修正を加えていただくということをお願いしたいと思います。

（西山会長）

わかりました。体系図の施策の方向というよりは、こちらの骨格案のところのリード部分の一つの言葉になっているものは事業化に結び付くと判断するので、こちらに入れる方がふさわしいのではないかということです。

(山田委員)

D V 等の等を取るということですか。

(総合政策部長)

基本目標のところでは全て入れられないので、D V 等という表現でまとめさせていただきます。そのほうが良いかと思うのですが。

(西山会長)

目標にあまりずらずらと全て書くとなると、他のところにも支障が出てくるかと思いますので、いかがでしょうか。

(廣田委員)

こちらがD V 等の中身が書かれるのであれば、施策の方向の中にD V 等というのはいらないと思います。なぜなら等を使用するときは、何と何か等と並列して書くものがある時に使用するのではないかと思うので、一つだけで等というのとは違うのかと思います。

(山田委員)

等を使用する時はあらゆるものが入ってしまうと思います。

(西山会長)

付け足しと言いますか、代表的なものがあって何々等というのは後ろにあるものの付け足し感があることは確かですね。何か大事な物を等という言葉で表すことはしないので、等というのは、代表してD V、後は諸々のちょっとずつという文言の印象としてはそう思うのは確かですね。ただ一般の方にとってD Vは人権侵害の暴力として周知度が高いものなので、これを出すことによって暴力の問題で顕在化している問題として捉えることが出来るメリットがあるのではないかと思います。

(染谷委員)

あらゆるものとありますので、D V、ストーカー等その他にもあるわけですから、等をいれないとあらゆるものにはつながって

いかないと思うのですが。

（西山会長）

残った問題を基本的課題の中にDV等を入れるか入れないかということで、DVを特化して出して欲しいという修正案が書かれているので事務局はDV等をいれているわけですね。これを象徴的に出すのか出さないのかということが言われていますが、いかがですか。

（青木委員）

あらゆる暴力といった時に、イメージでは拡散してしまうのではないかという気がします。例えば戦争とかをイメージされる方も、もしかしたらいらっしゃるのかなと思います。

（西山会長）

ここではDV、何々、何々と並べるよりは、DV等という表現になってしまうのですが、もしかしたらシンボリックに出すという風に考えれば良いのかなと思います。

（染谷委員）

DVやストーカーはもちろん悪いことなのですが、暴力とは直接つながらないこともあるので、DV等でまとめるのが良いのではないかなと思います。ストーカーも入ってくると、ではストーカーは暴力かとなってしまいますので、あらゆる暴力にかかってくるのではないかと思います。

（山田委員）

ストーカーは時には暴力に入ることもあります。警察は今まではストーカーは事件にしなかったのですが、現在は早急に対処しましょうという事になっていますので、暴力に入るのではないかと思います。法律的には唾を吐くのも暴力に入ります。

（西山会長）

では、多数決を取るというのはいかがでしょうか。今出されている「DV等あらゆる暴力の根絶」というこのままの基本的課題にして、説明の文にはDV、ストーカー、ポルノというような言葉を事業につながるようにきちんと入れるという案、もう一つの案はDV等の「等」を取ってしまって、事務局が考えていた「あらゆる暴力の根絶」だけにするという案です。どちらかにすると

いうのはいかがでしょう。「DV等あらゆる暴力の根絶」という原案がいいと思われる方は。4人ですね。では「DV等」を取ってしまった、「あらゆる暴力の根絶」だけにするという案が良い方は。委員の皆さんは「DV等あらゆる暴力」の「等」が気になるということで「DV等」を取ってしまう方がいいということですね。ではこれ以外ではいかがでしょうか。よろしいですか。では、次の説明を事務局よりお願いいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料2-2、【基本目標】Ⅱの読み上げ

(西山会長)

「男女の意見が反映される環境づくり」こちらについてのご意見はありますか。

(廣田委員)

一番下の、「職場における」を「就業における」に変えたというところですが、これが「就業の場」になっているのですが、職場となると就業の場所の意味になるのですが、この意味合いとしては職場という就業では就業の機会の時点から男女共同参画が必要なのではないかなと考えたので、就業の機会や就業している場所、働き出してからもという意味だとしたら、「就業の場」という言い方よりも、「就業における」という機会も含めて就業という大きい意味で感じ取れるのではないかと思うのですが。

(西山会長)

確かに「就業の場」におけるといった場合では、施策の方向のところ、女性の再就職の支援ということにはそぐわないですよ。

(大村副会長)

就職前の段階から含めてという趣旨であれば、「職場」と「就業の場」とではあまり意味が変わらないと思うので、少し文言を追加したほうが良いのではないかと思います。

(西山会長)

要は仕事に就くことに対して、仕事に就いている人もこれからの人も、男女共同参画の推進を図るということだと思います。

(大村副会長)

この一行にどこまでの意味合いを含めるかという問題があると思うのですが、「就業における」と書いても、就職の場面が含まれるとは言いにくいのではないのでしょうか。例えば、「就職及び就業における」とか、始めのところも含めますよという趣旨をタイトルにも入れるのであれば、何か一つ文言を加えた方が良い気がするのですが。

(西山会長)

基本的課題に就職という言葉を入れるのはどうでしょうか。

やはり、就職ということになると、就職の意味するのは若年層の就職もあれば、女性の再就職の問題もあり、それら全部を基本的課題に入れるとなると就職だけをイメージしてしまうので大学生の就職活動とは違うのではないかと思います。

(染谷委員)

男女雇用機会均等法で就職については、就くまでのことですね。職場に入ってから仕事の割り振りとかの問題がありますよね。

(西山会長)

「就業における」であれば、働くということを含めるので、就業率が働くこと全てを指すという意味では、就業で就職も入るのと思います。ただし「就業における男女共同参画の促進」ということが果たして「男女の意見が反映される環境づくり」この文言に合うかというのはご議論していただきたいところですね。

「男女の意見が反映される環境づくり」元々の事務局案は「男女が暮らしやすい環境づくり」だったのですが、意思決定の場に「暮らしやすい」は少し結びつかないからこれはおかしいだろうというご意見が出ていて、これに変更されています。

(大村副会長)

基本目標Ⅱのところ、意思決定という場面を意識して括るとするならば、政策も入ると思いますし、地域も入ると思うのですが、3番目は、Ⅲに入れた方がいいのではないかと思います。そうすると以前の「家庭・地域・職場における男女共同参画」になってくると思うのですが。

(西山会長)

Ⅱのところは一番主に掲げられているのは、政策・方針決定によるのか意思決定の場への参画なのかというところなのですが、政策・方針決定過程ですと、審議会の委員とか議員とかを意味することが強いと思いますけれど、意思決定の場への参画となりますと企業の管理職もそうですし、地域のNPOのリーダーとかもそうですし、あらゆるところで、意思決定の参画をするということを考えるという意味でいえば、意思決定過程に変える方が良いかと思うのですが。これと「地域における男女共同参画の推進」はまさしく参画なのですよね。

ところが3番の「就業の場における男女共同参画の促進」と言った時は、一つは女性の管理職への参画というのが入ると思うのですが、審議会とかいろいろな場所に参画していく、意思決定の場に参画していくというのが一つ、地域での意思決定の場に参画していくというのが一つ、職業に参画していくということが一つなのだけけれども、それが「男女の意見が反映される環境づくり」なのかというと非常に難しいと思います。

(廣田委員)

すごく限定的な表現ですよ。言いたいことは、意見が反映される環境というのが暮らしやすいということになるのかなと思います。

(西山会長)

一般的に見るとすごくわかりやすいのですが、基本目標とするには限定的すぎるので、どちらかということ意見が言える場に参画していくという方が、ここの主題としては重要なのではないのでしょうか。

(山田委員)

職場と就業はどう違うのですか。

(西山会長)

職場というと勤めている場所とか、今職業に就いている人が働いている場所になるのではないですか。就業になると、今仕事をしている人だけではなく、仕事に就くことを目指すことも含める、漢字でいうと業に就くということではないかなと思います。

( 染谷委員 )

職場だと今働いている場というふうに限定されますよね。

( 西山会長 )

「私は職場で働いています。」とはいうけれど、「職場に就きたいです。」という言い方はあまりしないですよ。「職業に就きたい。」という言い方はしますよね。

( 山田委員 )

つまり職業に就いた場合は職場と言うのですね。男女共同参画なので就業の場合は職場の方がむしろ良いような気がするのですが、どう思いますか。

( 染谷委員 )

就業の方が幅広いですよ。

( 西山会長 )

職場における男女共同参画というと、すでにある職場の中で女性の地位を向上させるとか、ワーク・ライフ・バランスをきちんとやっていくとか、職場の中の環境整備という意味合いがありますが、ここで掲げている内容や廣田委員がおっしゃっているのは、まだ仕事に就いていない人が、これから仕事に就くという事を支援する、あるいは機会の平等を支援するといった時は、職場では言い切れないのではないかというご意見だと思っております。「職業における」でもいいですね。わかりにくければ、「職場における」じゃなくて「職業における」でもいいかもしれません。「就業の場における男女共同参画の促進」を「職業における男女共同参画の促進」でもいいと思いますが、とにかく職業に就くという意味合いを持たせるのが良いと思います。

( 山田委員 )

就業に就くというのは将来に向かっての言葉ですよ。職場というのは現在形ですよ。これは一般的な表現ではないですよ。

( 青木委員 )

例えば、定年退職を迎えられた男性が、ご自宅または図書館で何もせずに暮らすよりも、社会に貢献しようという形で、助け合い活動みたいなものに参加するというような、給与を貰って働くというものの周辺に、働いているのだけれど、職場という言い方



ではない就業の場所が緩やかに生まれつつあるという意味ではないですか。NPOもそうですし、いわゆる労働というところと職場というところがぴったり重ならないこともあるということが、就業という言葉を使おうということなのかと思います。

（染谷委員）

就業というのは例えば、就業規則という言葉がありますけど、就業の方が、職場よりは幅広いと思います。職場は少し限定的な言い方なのではないかと思います。男女共同参画ではそちらの意味合いの方が一般的には多いと思います。

（西山会長）

就業の方が男女共同参画では、施策の方向においてはクリアできると思うのですが、また難しいのは青木委員が提案されたような社会活動と職業ですね。

ボーダレスになっているところはあると思うのですよね。NPO等、職業とは言い難いけれど働いている方、社会貢献を主目的で、かつお金も得て社会的企業で働いているという方も出てきているので、それを地域貢献というふうにとってしまって、この中でやっていくのか、就業のところに入れて新たな第3の仕事のようなやり方でそこに入れていくのかは、課題としてあると思います。いずれにしてもそうする場合は就業という言葉のほうが良いと思います。

（染谷委員）

職業は違和感がありますね。いろんな仕事があると思いますが、職場か就業かというところですね。

（西山会長）

現況の社会状況を踏まえてということになると、ボーダレスのところはかなりいろいろあるので、どちらに入れていくのかというのはあると思います。文言を変えていくときに視野に入れておく必要はありますよね。

（大村副会長）

職業とか職場とか就業という言葉を中心に議論が行われているんですけども、考え方としてはどういう場面を含めて考えるのかという中身を決めて、その中身にどういう言葉で表現するかという

順番で話した方がすっきりするのではないのでしょうか。今出てきたお話の中で登場したのが、職場での働く条件の問題、職場でも職業でも入れるというようなこともありましたし、就職の場面での問題も言える、それは職場とは言えないのではないのかということもありますし、ソーシャルビジネスとかシルバー人材センターのような職業と言えるかということもありますよね。

私が考えたのは、外回りで仕事をされている保険外交の方が家庭を訪問していくというのは、職場といえるのかどうかということです。仕事中にはありますが、それが職場と言えるのかどうかということですね。そういうものをどこまで含めるかということを決めたいですね。その範囲のものをどういう言葉で表現するのかというふうにしないと、読む側が理解できないのかなと思います。言葉から考えていくとどういう表現にするのかということを決めるのは難しいのではないですか。

(西山会長)

おっしゃるように、ここに何が入っているのかということだと人に対するイメージも違いますね。ただ、今、大村委員がおっしゃっているようなことは行政の計画ですので、どこまでを事業の展開が出来るものとして考えるのかというのはありますよね。事象を考えれば保険の外交員等いろいろとあるけれども、行政の計画としてどの程度を対象に何が出来るのかということも含めて、この基本的課題として挙げていくのかだと思うので、そこを結び付けながら考えていくということが重要ですね。ありとあらゆるものが事業として出来ないわけですよ。

ここに挙げていることは、就業といっても若年層のこともありますし、女性の再就職もありますし、事象としてはいろいろありますけれども、流山市の男女共同参画の計画の中には、大学の就活は入らないだろうとか、だけど女性の再就職に対して一旦辞めた人が再就職をするのに支援するというのは男女共同参画の施策の事業の中では大きな柱になるのではないかと考え、それらを包含するものとしてこれらがあるのではないのかということだと思えます。おっしゃっている意味合いからすれば、前の言葉だけよりは計画の中で対象者として、事業として抜け落ちてはいけない主

たるものがあるって、行政が事業として支援する内容として一体何が考えられるのかという事を考え、それを包含するような言葉を考えなければならないと思います。元に戻って伺いますが、就業でよろしいですか。

(大塚委員)

私がみなさんの意見を聞いていて、両方の意味が含まれていれば良いのかなと思うのですね。就業にするか、就業の場にするかということよりも、「就業及び職場における男女共同参画の促進」とすればいいのではないかと思います。「就業及び職場における男女共同参画の促進」とすれば、仕事に就く時と、就いてからも色々な意味にさらに広がると思います。

(西山会長)

今のご意見はいかがですか。「就業」にすると職業に就くということなので、ここに書かれている内容から言うと、職場環境を整備する、あるいは女性の管理職としてのキャリアアップをしていくということが重要であるということ言えば、職場という言葉も抜け落ちてはいけないので、「就業及び職場における男女共同参画の促進」にすれば全部入るのではないかとということで、職場という言葉も出ているし、就業という言葉も出ているので、両方入れてもそんなに違和感はないので入れたらどうかというご意見ですが、いかがですか。

では、そういうことに決まりました。

(染谷委員)

細かいことなのですが、「促進」と「推進」が交互に出てくるのですが、その言い回しの違いが分からないのですが、統一できないのでしょうか。

(田中企画政策課長)

一度、事務局で精査して考えたいと思います。

(西山会長)

「推進」はより強い意味合いがあるのではないのでしょうか。今のように「就業及び職場における男女共同参画の促進」になるとおかしいと思いますので。

(染谷委員)

「促進」よりは「推進」が一般的に使われますよね。

(西山会長)

推し進めるよりも、どちらかというといふ今あるものを促すというのが促進なのでやはり推進の方が良いと思います。

では、次の基本目標Ⅲにいきたいと思います。事務局よりお願いいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料2-2、【基本目標】Ⅲの読み上げ

(西山会長)

今度は、Ⅲについていかがでしょうか。網掛けしたところが特に今困難を抱える人が増加しているという状況を受けて、新しく網掛けして書かれている部分でありますので、この文言についてはいかがでしょうか。順番も入れ替えて、子育てと高齢者、それから健康づくりですね。これについてはありませんか。

(柏木委員)

先程の定年を迎えた男性がお金をいただくわけではないけれどもまちづくりに参加していて、自分たちがいきいきと暮らしているまちづくりという社会活動をしている方たちをサポートする男女共同参画の事業がどのようなになっているのかはわかりませんが、そこに、もしそういったものを入れるとすれば、ここのかなと思いますして、そうすると安心してという言葉ではないような気がするのですが。安心してという言葉ではない方が広がりを持つてのではないかと思いました。

(西山会長)

柏木委員は上の「地域における男女共同参画の推進」ではなく、下の「安心して暮らせるまちづくり」の中の高齢期を生きる男女、元気で様々な活動をしている男女というのは、「地域における男女共同参画の推進」のところではなく、まちづくりのところに入るということですね。

(柏木委員)

両方なのですよね。男女共同参画の文言は両方とも入ってはくるのですが、ここに入れる必要があるのであれば変える必要があ

るのかなと思いましたし、入れる必要がなければ、このままでいいと思います。

(西山会長)

いかがでしょうか。特に異論はなさそうですね。

(青木委員)

私は、この文言のままでいいと思うのですが、いつも行政の言葉で違和感があるのは、「子育てにやさしい」というのは何かということがいつも気になるころではあります。具体的な施策として「子育てにやさしい」というのは何を指すのかというのを、第3次プランにおける施策の方向、あるいは注釈のところ、男女共同参画の視点からどういうことを「子育てにやさしい」と定義するのかということを確認に打ち出すことが必要かと思っています。

(西山会長)

子育てにやさしく、いきいきと暮らすとか、誰々にやさしいとか、安心して暮らせるとかは誰も反対する人はいなくて、ある意味わかりやすい言葉なのだけれども、一体どういう中身なのか、様々なライフスタイルの市民に対しては具体的にはどうなのかというのは、よくわからないというのがあると思います。今まで男女共同参画の計画って、ものすごく堅い言葉で書かれていて難しいけれど直接的に言っている部分はあったと思うのですね。男女共同参画に関わる環境整備ですとか、何だか堅苦しくってわかりにくいだけれど、事業でいえばこれだろうなというものはわかったのですが、今回はそれをより柔らかくやさしい言葉が並んでいるのですが、中身の部分はどうなのかといったことは、問われるところかも知れないですね。

(青木委員)

子育て計画での男女共同参画においてのまちづくりではなく、男女共同参画の計画のなかで、子育てに優しいということはどういうことなのかということ、皆さんの中でじっくり考える機会が持てればいいなというふうに思います。

(西山会長)

よく講演会のテーマとして、誰もがいきいきと暮らせるまち等というものをよく見ますが、中身が何なのかというものの難しさ

はあるかも知れないですね。

(山田総合政策部長)

子育てにやさしいまちづくりの基本的課題はそのような項目になっておりまして、それについては第3次プランにおける施策の方向性の中に一つか二つ示していきたいと思っております。その辺は修正を加えていきたいと思っております。

(西山会長)

読んだ人にやさしく、わかりやすく、親しみやすい計画と受け取っていただければと思っております。

それでは、ここはあまり意見が出ていないので、最後のIVのところの説明をお願いいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン骨格案資料2-2、【基本目標】IVの読み上げ

(西山会長)

計画はやはり実効性があって、実際に計画的に推進するということになれば意味がないことだと思います。ここについてはいかがでしょうか。

「施策推進のための拠点の整備」とありますが、具体的に意味しているのはどういうことでしょうか。

(山田総合政策部長)

男女共同参画第2次プランでもお示しさせていただきましたけれども、いわゆる女性センター、女性の窓口的な、統一的な拠点づくりというような意味合いのもので、前回もこれは出来ていなかったものですがけれども、目標の中には入れて可能性があればそういった整備をしていきたい。先進的な事例として、柏市ではネットを使った窓口を作っているところもありますので、そういったところを研究しながら出来ればと思っております。

(西山会長)

これから取り組む可能性があるということですね。

(山田総合政策部長)

項目だけは入れておきたいです。

(西山会長)

とってしまうと残らないので、項目に入れないといけませんね。

(廣田委員)

この男女共同参画プランという名前だから、「計画」ということではなくて、「プランの推進体制の充実」となっているので、施策の方向についても、いきなり「計画」という言葉がくるのではなくて、「プランの推進状況の進行管理」というふうに「計画」はプランに統一したほうがいいのではないかと思います。

(西山会長)

計画をプランに統一したほうがいいのではないかとということです。 「プランの推進体制の充実」なのに、施策の方向の4つめは「計画の推進状況の進行管理」となっているところをプランに変えるということです。よろしいでしょうか。

それでは、今、骨格案と体系図を同時進行でやってきておりますので、今後の進め方を伺った上で、中途半端になっている基本目標2のところをこれで良いのかをもう一度議論して審議会を締めたいと思いますので、今後の予定をご説明いただきたいと思います。

(佐々木男女共同参画室長)

流山市第3次男女共同参画プラン策定スケジュールの説明

(西山会長)

スケジュールを見ていただきますと、第3次プランの答申を出すまで、審議会があと2回ございます。今日は、骨格案と体系図と並行しながら見ていただいて、最後まで議論致しましたが、この骨格案に出していただいている文言、課題に対する説明にあたる文章の中身についてあまり詳しく議論出来ておりません。先程もDVのところでありましたように、具体的にDVやストーカーという言葉を入れた方がいいというところについても、次回はもう一度骨格案と体系図についてさらに議論を深めて、6月には最終を出さないといけませんので、今日の修正については、次回までに事務局から送っていただければということによろしいですか。

(佐々木男女共同参画室長)

はい。

(西山会長)

そこから意見を出した方がよろしいですか。それとも次回の会議の際に、意見を持ってくるというのがよろしいですか。

(佐々木男女共同参画室長)

修正をお送りいたしますので、それについての意見は別途いただきたいと考えております。

(西山会長)

では、今日議論した中身について、言葉の修正をしていただいたものを再度委員の皆さまにお送りいただいて、非常にお手数ではございますが、次回の会議までにご意見をお出しいただいて、その上で5月に骨格案と体系図を深めるというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。段取りとしてはそれでよろしいですか。

それでは、今までの意見交換の中で是非言っておきたい、あるいは言い残したご意見があれば、あとはせっかくですのでお一人ずつ何かご意見をいただければと思います。

(岡田委員)

先程聞きそびれたのですが、基本目標Ⅱの「男女の意見が反映される環境づくり」の中の「政策・方針過程における男女共同参画の促進」の次のところで女性の参画となっているところが男女共同参画となっているのですが、これは揃えるということでしょうか。理由に書かれていないのでわからないのですが、これに関しては女性の登用とかの問題だと思うので、「女性の参画」のまままで良いように思えるのですが。

(西山会長)

確かに今のご意見は、「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」となっているのですが、男女共同参画の計画の中で男女ではなく女性としての参画が遅れているので、「男女共同参画の促進」というよりは、「政策・方針決定過程における女性の参画の促進」というほうがよりきちんと伝わるのではないかと思いますね。

その次の施策の方向としても全て「女性の参画」でまとめられているので、「男女共同参画」とする意味があまり見出せないとい



思います。

私もここは女性の参画とすべきではないかと思います。いかがでしょうか。

（青木委員）

私は男女共同参画にしたらどうかという意見を出したのですが、実際に女性の参画なのだと思いますが、どうなのかと思います。

（西山会長）

意思決定の場への参画ということだと女性はほとんど加わっていない。地域参画は町会長とか自治会長とかっていうのは大部分男性が占めているので、ここで意思決定の場への参画とか、政策・方針決定過程における参画といった時は、やはり女性の参画が何としても遅れているので、行政としては、女性の参画に力を入れないことには数字的にも上がってこない。男性の参画はあまり課題には挙がってこないかと思います。

（岡田委員）

自分は結婚と同時に退職してしまったのですが、つらい思いをして頑張っていた仲間もたくさんいたので、暮らしやすい環境づくりというのは違うのではないかと提案したのは私です。わかりやすい言葉にするというのはわかるのですが、この審議会に参加させていただいて、まだこの問題は進んでいないのかという思いがすごくあったので、割合を決めないとならないくらいにしかまだなっていないのかというふうに思います。

「意見が反映される環境づくり」というのもどうかと思います。そして最初のところは、女性を登用するというふうに変えた方がいいと思います。

（西山会長）

女性は雇用の場とか政治の場とか様々な場で意思決定の場に加わっていないという現実が実際にあり、女性が仕事も辞めざるを得ないということもありますので、そこを変えていけないといけません。本当は行政の計画としてこういう計画はない方が望ましいのだけれど、計画を作らないと変えていけない部分があって、数値目標も何年までにどのくらいと挙げないと、なかなか意思決定の場に加わっていけないという現状があるので、出来るだけそ

ういうことが見えるようにするのが望ましいなと思います。岡田委員がおっしゃったように、今そういった問題が見えづらくなっていますよね。しかし、変わっていなくて参画出来ていないところがあるので、それを特化して変えていこうと取り組まなければいけないことだと思います。

（大村副会長）

男女雇用機会均等法はちょうど来年で30周年です。区切りのある年なので、力を入れて発信していけたらいいですね。

（西山会長）

男女雇用機会均等法も改正されているけれども、その間も変わった部分と変わらない部分があって変わらない部分を変えていくには目標を掲げることが必要であると思います。

（大村副会長）

少しずつ前に進んできた感じですね。元々は勤労婦人福祉法という法律でしたが、名前を変えて雇用機会均等法になったものの、中身はまだ古いものが残ってしまっていて、それを一つひとつはがして行って今の法律になったのだと思います。

（西山会長）

職場では性差は少しずつ緩くなっていることは確かですね。しかし、いろんなことを考えると、男女雇用機会均等法が改正されても相変わらず課題がありますからね。

（大村副会長）

女性は家庭の役割があるとされていたころに出来た法律を変えていったものですから、まだまだ課題は多いでしょうね。

（西山会長）

第3次プランで難しいところはいろいろなものがボーダレスになっていって見えづらい新しい動きが出てきているので、それをどこにどうしていくのか、区分けするのが非常に難しいし、悩ましいところですね。

（青木委員）

今岡田委員のお話を聞いて、私も「女性の参画」といれた方がいいなと思いました。

（廣田委員）

基本目標Ⅱのところはまだ決まっていないということでしたが、私も先程の皆さんの意見を聞いて、「暮らしやすい」というのは漠然としすぎていて、「意見が反映される」というとかなり限定的過ぎるなと思います。男女の意見となると男性も入ってくるので、平等という意味合いのものが出てきていないので、「男女が平等に暮らせる」とか、平等という言葉を入れるといいのかと思います。

(青木委員)

すごく男女共同参画って古くて新しい問題だなと感じました。目指していく平等というものが達成されていないという根本的な問題がある一方で、ダイバーシティ、多様性のある問題もあり新しいものも取り入れていかななくてはならないと思いました。古くて変わっていないものを壊していくということと、新しい課題に取り組んでいくということの両立が出来れば一番いいなと思います。

(西山会長)

それが一番望ましいですよ。新しい計画としてはそれが一番望ましいですね。根強く残っているものに対しては、ずっと同じことを言い続けなければいけないと思います。古くて新しいものは今もありますよね。しかし、新しい計画としてずっと同じであるというのも困るので、新しいことをどのくらい上手く出しているのかというところがなかなか大変ですよ。

(青木委員)

リケジョとかイクボスとか、新しい言葉を取り入れていきたいですね。

(西山会長)

次の懸案事項は後半部分と書いてありますけれども、最初から最後まで文言もご覧になっていただいて、ご意見をお寄せいただいたうえで会議に臨んでいただければと思います。

それでは連絡事項を伺って終えたいと思いますので事務局の方、よろしく願いいたします。

(佐々木男女共同参画室長)

先程お示しいただきましたように、骨格案と体系図に関しまし

ては改めて案を修正しまして、委員の皆さんにはなるべく早い時期に郵送でお送りさせていただきたいと思いますので、ご意見等よろしく願いいたします。

次回の審議会の開催日時についてですが、5月29日木曜日3時から第2庁舎3階303会議室で開催予定です。よろしく願いいたします。

(西山会長)

それでは、以上で第1回流山市男女共同参画審議会を終わりにします。皆様ありがとうございました。